

川崎市母子保健相談指導事業実施要綱

制定 平成31年3月26日

(平成31年3月26日市長決裁)

施行 平成31年4月1日

(趣旨)

第1条 この要綱は、母子保健法（昭和40年法律第141号）、「母性、乳幼児に対する健康診査及び保健指導の実施について」（平成8年11月20日児発第934号）及び「母子保健相談指導事業の実施について」（平成8年5月10日児発第482号）に基づき、各区地域みまもり支援センター（福祉事務所・保健所支所）（以下「地域みまもり支援センター」という。）等で実施する母性及び乳幼児に対する相談指導事業（以下「事業」という。）について、必要な事項を定めるものとする。

(相談指導を行う者)

第2条 相談指導を行う者は、医師、保健師、助産師、看護師、栄養士、歯科衛生士、その他の母性、乳幼児の保健指導についての専門的知識及び経験を有する者（以下「指導者」という。）であって、適切に相談指導を行うことができる者とする。

(対象者)

第3条 本事業の対象者は、第5条から第8条までに定める者とする。

- 2 前項で定める者のほか、地域みまもり支援センター所長（以下「所長」という。）が必要と認める者を本事業の対象とすることができる。
- 3 所長は、関係者及び関係機関からの指導依頼、その他みまもり支援センターが行う事業の実施により、幅広く本事業の対象者の把握に努めるものとする。

(事業内容)

第4条 第1条の規定に基づき、指導者は、次の各号に掲げる相談指導を実施し、その内容は別表第1に基づき、対象者の状況に応じて決定するものとする。

- (1) 両親学級
- (2) 女性の健康相談
- (3) 産後の健康相談
- (4) 思春期健康相談

(両親学級)

第5条 指導者は、概ね妊娠20週～28週の初産婦、そのパートナー等を対象に、出産までの過ごし方や出産に関する基本的な知識を習得することができるよう集団指導を行う。

- 2 両親学級は、概ね1～3日間（1日あたり3時間程度）で実施するものとし、実施に当たっては地域の実情によって、参加者が利用しやすい日及び時間帯に開催するよう配慮する。
- 3 両親学級は、市長が適当と認めた者に委託して実施することができる。

(女性の健康相談)

第6条 指導者は、概ね思春期から更年期に渡る年代の女性を対象に、ライフサイクルに沿った健康に関する個別相談を行う。

(産後の健康相談)

第7条 指導者は、概ね産後1年以内の時期の産婦を対象に、産後の健康の保持・増進に向けて、出産後の体調の確認や、心身の変化に伴う問題に関する個別相談を行う。

(思春期健康相談)

第8条 指導者は、思春期の児童を対象に、その年齢段階に応じて、将来の妊娠、分娩、育児に関しての心身の健康の保持・増進に向けて、次の各号による指導を行う。

(1) 身体的変化に伴う障害・疾病並びに性に関する不安及び悩み等を抱えている者やその家族等に対し、電話又は面接による個別相談を行う。

(2) 学校等において前項に規定する者を対象に、正しい知識の啓発と普及に向け、集団による指導を行う。なお、この場合においては学校等の関係機関と連携して指導を行うものとし、必要時、外部講師を指導者とすることができるものとする。

(謝礼金)

第9条 市長は、本事業の実施に当たり、外部講師を指導者とする場合には、別表第2に定める謝礼を支給することができるものとする。

(記録の整備等)

第10条 指導者が相談指導を実施した場合は、記録の作成、システム等への入力を行い、すみやかに所長に報告するものとする。

(報告)

第11条 所長は、事業の実施に関し、実施状況を翌月15日までに母子保健情報管理システムに入力を行い、こども未来局長に報告を行うものとする。

(委任)

第12条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、こども未来局長が別に定める。

附 則

(施行期日)

1 この要綱は、平成31年4月1日から施行する。

(関係要綱等の廃止)

2 女性医師による女性の健康相談実施要領、健全母性育成事業実施要領及び思春期保健電話相談事業実施要綱は、廃止する。

別表第1 (第4条関係)

種別	指導内容
両親学級 (第5条関係)	ア 妊娠、分娩、産褥、授乳期に関する心身の変化や生活上の注意に関する具体的知識(歯科、栄養に係ることも含む。)に関すること。 イ 新生児の生理と世話に関すること。 ウ 授乳に関すること。 エ 沐浴、おむつ交換、パートナーの妊婦体験等の実習に関するこ

	と。 オ 母子保健、福祉、子育て支援等の情報提供に関する事。
女性の健康相談 (第6条関係)	ア 思春期の心身の変化に伴う問題や性に関する悩みに関すること。 イ 妊娠、分娩に起因する障害に関する事。 ウ 婦人科疾患、更年期障害に関する事。 エ 不妊、不育症に関する事。 オ 性感染症に関する事。
産後の健康相談 (第7条関係)	ア 産褥の経過の概要とそれに応じた生活上の注意及び精神安定の必要性に関する事。 イ 産褥の異常及び妊娠、分娩に起因する障害と健康診査の必要性に関する事。 ウ 授乳に関する事。 エ 家族計画に関する事。
思春期健康相談 (第8条関係)	ア 思春期の心身の変化に関する事。 イ 妊娠(妊娠の経過、妊娠・出産適齢期)、避妊(緊急避妊法)及び人工妊娠中絶に関する事。 ウ 性感染症に関する事。 エ 成熟期に達するまでの男女交際のあり方(デートDV・対等な関係)に関する事。 オ セクシャル・マイノリティに関する事。 カ 各種相談窓口に関する事。

別表第2 (第9条関係)

種別	謝礼金(1回につき) (消費税及び地方消費税を除く。)
両親学級	9,135円
女性の健康相談	21,400円
思春期健康相談	24,000円